

大阪府土地開発公社公告第1号

令和7年度における大阪府土地開発公社の不動産登記嘱託業務に係る単価契約（単価の設定を契約の主目的とし、一定の期間内において給付を受けた実績数量に当該単価を乗じて得た金額の対価を支払うことを内容とする契約をいう。）について、次のとおり一般競争入札を行うので公告する。

令和7年2月6日

大阪府土地開発公社理事長 榮野 正夫

1 入札に付する事項

- (1) 次の入札番号1から入札番号6までの不動産表示登記業務3件及び不動産権利登記業務3件について、それぞれ入札を行う。

入札番号	業務名称	履行場所
1	不動産表示登記業務委託[単価契約]その1	大阪府池田土木事務所及び茨木土木事務所管内
2	不動産表示登記業務委託[単価契約]その2	大阪府枚方土木事務所及び八尾土木事務所管内
3	不動産表示登記業務委託[単価契約]その3	大阪府富田林土木事務所、鳳土木事務所及び岸和田土木事務所管内
4	不動産権利登記業務委託[単価契約]その1	大阪府池田土木事務所及び茨木土木事務所管内
5	不動産権利登記業務委託[単価契約]その2	大阪府枚方土木事務所及び八尾土木事務所管内
6	不動産権利登記業務委託[単価契約]その3	大阪府富田林土木事務所、鳳土木事務所及び岸和田土木事務所管内

注：各業務の発注予定数量は入札説明書別記(1)の予定数量表に記載のとおり。

- (2) 業務の仕様
入札説明書及び業務仕様書による。
- (3) 履行期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 履行場所
大阪府土地開発公社の指定する場所（上の表に記載のとおり。）
- (5) 支払条件
原則、大阪府土地開発公社が指示した業務の完了の都度

2 予定価格（単価については令和6年度単価を使用・予定価格は消費税及び地方消費税相当額を除いた額）

不動産表示登記業務委託		不動産権利登記業務委託	
入札番号1表示[単価契約]その1	予定価格 1,923,000円	入札番号4権利[単価契約]その1	予定価格 551,000円
入札番号2表示[単価契約]その2	予定価格 3,919,000円	入札番号5権利[単価契約]その2	予定価格 1,036,000円
入札番号3表示[単価契約]その3	予定価格 9,316,000円	入札番号6権利[単価契約]その3	予定価格 1,465,000円

3 最低制限価格の設定

最低制限価格は、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除いた額）に10分の6を乗じた額（当該金額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

4 入札の方法

郵便方式により行う。

5 入札参加資格

(1) 入札に付するすべての業務に共通する資格要件

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項に規定する者でないこと、その他入札説明書第5項の(2)及び(3)に示す資格要件をすべて満たしていること。

(2) 入札番号1から入札番号3までの不動産表示登記業務についての資格要件

ア 大阪土地家屋調査士会の会員である土地家屋調査士（土地家屋調査士法人の社員である者を除く。）若しくは土地家屋調査士法人（入札公告の日前2年間に土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条又は第43条の規定に基づく処分を受けていない者に限る。）又は同法第63条第1項に規定する公共嘱託登記土地家屋調査士協会（大阪府の区域内に事務所を設ける者に限る。）であること。

イ 官公署の嘱託登記・登記申請又は土地収用法3条に該当する事業の表示登記業務について、入札公告の日前5年間に受託し誠実に履行を完了した実績（土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人にあっては、公共嘱託登記土地家屋調査士協会の社員として行った業務を除く。）を有していること（令和6年度の大阪府土地開発公社との登記業務契約は実績とできることとする）。

(3) 入札番号4から入札番号6までの不動産権利登記業務についての資格要件

ア 大阪司法書士会の会員である司法書士（司法書士法人の社員である者を除く。）若しくは司法書士法人（入札公告の日前2年間に司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条又は第48条の規定に基づく処分を受けていない者に限る。）又は同法第68条第1項に規定する公共嘱託登記司法書士協会（大阪府の区域内に事務所を設ける者に限る。）であること。

イ 官公署の嘱託登記・登記申請又は土地収用法3条に該当する事業の権利登記業務について、入札公告の日前5年間に受託し誠実に履行を完了した実績（司法書士及び司法書士法人にあっては、公共嘱託登記司法書士協会の社員として行った業務を除く。）を有していること（令和6年度の大阪府土地開発公社との登記業務契約は実績とできることとする）。

6 入札説明書、業務仕様書等及び入札参加申請書の交付

令和7年2月6日（木）から大阪府土地開発公社のホームページに掲載し、データのダウンロードによる交付を行う。

大阪府土地開発公社ホームページURL <http://www.otkk.jp>

7 入札参加申請の手続

この入札に参加を希望する者は、入札参加申請書及び必要書類（契約（取引）実績調書、資格登録を証する書類の写し）を提出し、大阪府土地開発公社の審査を受けなければならない。

(1) 重複申請の禁止

ア 申請は、いずれか一の業務に限って行うものとし、二以上の業務を重複して申請することはできない。

イ 重複して行った申請については、いずれの申請も無効とする。

(2) 申請期間

令和7年2月6日（木）から同月26日（水）まで

(3) 申請方法

日本郵便の一般書留郵便又は簡易書留郵便による郵送方式により申請する。

(4) 申請先

〒540-0012 大阪市中央区谷町二丁目2番22号 NSビル3階

(TEL (06) 6949-5441)

大阪府土地開発公社用地課〔用地グループ〕

8 入札の手続等

入札は、土地開発公社が交付した入札書に金額を記載して提出することにより行う。

(1) 入札書の交付

7の審査の結果、申請の受理を決定した者に対し、大阪府土地開発公社から入札参加受付票及び入札書を郵送により交付する。

(2) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、入札説明書別記(1)の予定数量表に記載の発注予定数量に業務項目ごとの契約希望単価（消費税及び地方消費税相当額を加算していない額）を乗じて得た額の合計額とする。

(3) 提出期限日時

令和7年3月12日（水）17時30分まで

(4) 提出方法

日本郵便の一般書留郵便又は簡易書留郵便による郵送方式により提出する。

(5) 提出先

〒540-0012 大阪市中央区谷町二丁目2番22号 NSビル3階

(TEL (06) 6949-5440)

大阪府土地開発公社総務経理課

(6) 入札は、(3)の提出日までの間に限り辞退することができる。ただし、入札書の投函後はこの限りでない。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者とした場合にあっては、当該落札の決定を取り消す。

(1) 入札参加資格を有しない者及び虚偽の申請を行った者が行った入札

(2) 申請時に入札参加資格を有することを確認された者であっても、入札時に入札参加資格を有しない者が行った入札

(3) その他、入札説明書及び入札心得に示した条件等に違反する入札

10 入札保証金

納付は全部免除する（大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第61条第2号）。

11 開札及び落札の決定

(1) 日時及び場所

ア 日時 令和7年3月14日（金）午前10時から（業務ごとの開札開始時間は下の表のとおり）

入札番号	1	2	3	4	5	6
開始時間	午前10時から	午前10時20分から	午前10時40分から	午前11時から	午前11時20分から	午前11時40分から

イ 場所 大阪市中央区谷町二丁目2番22号 NSビル3階
大阪府土地開発公社会議室

(2) 落札の決定

ア 大阪府財務規則第57条の規定に基づいて定めた予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者が決定したときは、当該落札者に対して電話等の方法で通知する。

12 契約の締結

(1) 契約単価の決定方法

次の算式により算出した金額とする。なお、算出した金額に1円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てる。
(算式)

業務項目ごとの契約単価＝大阪府土地開発公社の設計単価×落札者の入札価格（総額）÷同公社の設計金額（総額）

(2) 契約書の作成

落札者は、令和7年3月28日（金）までに契約書2通に記名押印して大阪府土地開発公社に持参しなければならない。この場合において、同公社は自ら記名押印してそのうち1通を落札者に返還する。

(3) 契約保証金

落札者は、契約の締結までに契約保証金を納めなければならない。ただし、同規則第68条第1号又は第3号に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

(4) 契約を締結しないとき

ア 落札の決定から契約の締結までの間において、落札者が次のうち(ア)に該当したときは契約を締結せず、(イ)又は(ウ)に該当したときは契約を締結しないことがある。

(ア) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中であるとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるとき。

(イ) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受け、その措置期間中であるとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるとき。

(ウ) 大阪府土地開発公社を当事者の一方とする契約で入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けているとき。

イ アにおいて、大阪府土地開発公社は、契約を締結しないことの一切の責めを負わないものとする。

ウ 落札者が契約を締結しないとき又はアにより大阪府土地開発公社が契約を締結しないときは、落札者は、違約金として、落札金額の100分の110に相当する額（消費税及び地方消費税相当額を含む契約予定総額）の100分の2に相当する額を支払わなければならない。

13 この入札についての詳細

(1) 入札説明書、入札の心得及び業務仕様書による。

(2) 公告事項、業務仕様等に関する質問は、次の期間において、電子メールにより受け付ける。

質問受付期間 令和7年2月6日（木）から同月20日（木）まで

Eメールアドレス touki@otkk.jp（半角入力）

14 入札の執行

この入札の執行は、対象業務に係る予算等が大阪府土地開発公社理事会において議決され、その予算等の執行が可能となることにより行うものである。

15 契約担当部局及び問合せ先

〒540-0012 大阪府中央区谷町二丁目2番22号 NSビル3階

(TEL (06) 6949-5441)

大阪府土地開発公社用地課〔用地グループ〕